

大規模災害時における被災箇所に係る助言に関する協定書(案)

宮城県（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会東北本部宮城県支部（以下「乙」という。）は、宮城県内に発生した地震、風水害、その他大規模な災害（以下「大規模災害時」という。）の被災箇所に係る助言（以下「助言」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宮城県内に発生した大規模災害時において、県が管理する公共土木施設の被災箇所（以下「被災箇所」という。）に関し、甲（市町村から甲に支援の要請があった場合を含む。）から乙に対して助言を要請する場合に必要な事項を定め、もって、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（助言の業務内容）

第2条 この協定に基づき甲が乙に要請する助言は、被災箇所全体を俯瞰した総合対策を検討する内容とする。

（助言の要請書）

第3条 甲は、乙に助言の要請を行うときは、次に掲げる事項を記述した**助言要請書**により行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。なお、市町村からの支援要請の場合も同様の処理を行うものとする。

- （1）要請年月日
- （2）要請箇所
- （3）要請内容
- （4）要請専門分野
- （5）連絡先及び担当者
- （6）その他甲が必要と認められるもの

（支援技術者の選定・派遣）

第4条 乙は、甲から第2条の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り助言を行うものとする。

2. 乙は、助言にあたり支援技術者を定め**支援技術者選定書**を作成し、甲に報告し派遣するものとする。
3. 乙は、甲の指定する場所（事務所等）に速やかに参集させる。なお、通信及び交通事情等により要請後指定する場所に参集出来ない場合は、要請箇所・内容等をもとに災害状況の把握を行い参集させるものとする。
4. 派遣された支援技術者は、甲と協力して助言を行うものとする。

（市町村への支援）

第5条 甲からの要請が市町村への支援要請の場合、乙は当該市町村と直接協議し相互に確認し対応することが出来る。

(業務報告)

第6条 乙は、第2条に掲げる助言を実施したときは**助言業務報告書**を速やかに甲に提出するものとする。ただし、緊急時に文書を提出することが困難な場合は、電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。また、助言業務従事中に入手した災害等被害情報は、甲又は当該市町村に積極的に提供するものとする。

(経費負担)

第7条 甲の要請による乙が助言に要した費用については、甲乙協議して定めるものとする。

(支援技術者の災害補償)

第8条 この協定に基づいて助言に従事した支援技術者が、負傷又は死亡した場合の災害補償については乙が負担する。乙は別途加入する災害補償保険等により対応する。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては土木部防災砂防課長とし、乙においては日本技術士会東北本部宮城県支部長とする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく**助言の連絡体制**を定め確認するものとし。乙は、**支援技術者リスト**を作成し甲に提出する。

2 前項の連絡体制に変更が生じた場合は、甲及び乙は速やかに相互に報告し確認をするものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 宮城県仙台市青葉区錦町1丁目6番25号
公益社団法人日本技術士会東北本部宮城県支部
支 部 長 藤 島 芳 男